

第170回武蔵野市建築審査会会議要録

1 日時

平成28年7月8日（金曜日） 午後2時30分から午後3時20分まで

2 会場

武蔵野市役所 411会議室

3 出席者

- (1) 委員 4人
- (2) 特定行政庁 建築指導課長、同課建築確認担当課長、同課審査係員
- (3) 事務局 まちづくり推進課長、同課課長補佐、同課主任、同課主事

4 公開の可否

公開（武蔵野市建築審査会条例第7条第1項の規定による）

5 議題

- (1) 同意議案 議案第3号 法第43条第1項ただし書による許可の同意
（無接道建築物の許可）
- (2) 同意議案 議案第4号 法第43条第1項ただし書による許可の同意
（無接道建築物の許可）
- (3) 同意議案 議案第5号 法第43条第1項ただし書による許可の同意
（無接道建築物の許可）
- (4) 武蔵野市建築審査会の傍聴に関する取扱要領の改正について

6 議事

【議案第3号について】

（委員） 本件敷地に接する通路は、4mに分筆されているとのことだが、現況幅員はすでに4mあるのだろうか。

（特定行政庁） 現況通路と通路の境界線とみなす線までの部分の道路状の整備について、分筆の筆として4mあるが、施工の誤差のため幅員がわずかに足りない状況にある。

（委員） 境南町は、議案第3号と同様に、当該の整備が未整備となっているのが現状なのか。

（特定行政庁） 境南町でも道路状の整備がされている所もある。施工の誤差とは、縁石の施工位置の誤差により数ミリ

誤差が生じてしまうことである。敷地境界線から工作物が飛び出しているということは殆どないが、外構が敷地境界線からはみ出さないように注視していかなければならないと考えている。

- (委 員) 将来的に、市道にするという考えはあるか。
- (特定行政庁) 市道にするには、道路部分の権原を市が持つことが求められるため、法第43条第1項のただし書きの許可が必要になる時点で、土地所有者に市への所有権移転のお願いをしている。申請地については、公図における地番647-256という土地の所有者移転を求めたが、ご了承いただけなかった。

以上の審議の結果、同意とすることに決定した。

【議案第4号について】

- (委 員) 意見なし。

以上より、同意とすることに決定した。

【議案第5号について】

- (委 員) 意見なし。

以上より、同意とすることに決定した。

【武蔵野市建築審査会の傍聴に関する取扱要領の改正について】

- (委 員) 傍聴人が定数を超えた場合、それから会場を準備するのか。

- (事 務 局) 傍聴人が定員を超えることが想定される場合、あらかじめ収容人数が大きい会場に変更する。

以上より、改正案の内容に対する疑義はなかったため、議案の内容で改正することとなった。

作成者 武蔵野市建築審査会 書記 湯浅 啓太

上記について、議事内容と相違ないことを認める。

武蔵野市建築審査会会長 和田 英治

同 委 員 伊東 健次

同 委 員 伊藤 達也

同 委 員 小石原 敏夫